

**リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項  
(平成17年7月28日内閣府食品安全委員会決定)**

現在、別紙「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定）」について、リスクコミュニケーション専門調査会において調査審議中であるが、食育基本法が平成17年7月15日に施行されたことを踏まえ、食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論し、意見を取りまとめる。

(別紙)

**リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項**  
**(平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定)**

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

○ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」において今後の取り組みと活動の方向として以下の諸課題が掲げられていることを踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- ・ 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- ・ 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- ・ 関係する専門調査会等と連携して、関係者の間で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）、関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- ・ 迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- ・ いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- ・ 国際的なリスクコミュニケーションの推進

# 食品安全委員会専門調査会運営規程

## (平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定)

### (総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

### (専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 企画専門調査会
- 二 リスクコミュニケーション専門調査会
- 三 緊急時対応専門調査会

2 専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。

4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

|                |                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------|
| 添加物専門調査会       | 添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                       |
| 農薬専門調査会        | 農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                        |
| 動物用医薬品専門調査会    | 動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                    |
| 器具・容器包装専門調査会   | 器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                   |
| 化学物質専門調査会      | 化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 |
| 汚染物質専門調査会      | 汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                      |
| 微生物専門調査会       | 微生物（ウイルスを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。              |
| ウイルス専門調査会      | ウイルスの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                      |
| プリオン専門調査会      | プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                      |
| かび毒・自然毒等専門調査会  | かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                  |
| 遺伝子組換え食品等専門調査会 | 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                 |
| 新開発食品専門調査会     | 新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                     |
| 肥料・飼料等専門調査会    | 肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                    |